



Title	東北地方に於ける小作取締制度 : 農場規則の法律的研究補遺
Author(s)	小林, 巳智次
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 3, 22-44
Issue Date	1934-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10616
Type	departmental bulletin paper
File Information	3_p22-44.pdf



東北地方に於ける小作取締制度

(農場規則の法律的研究補遺)

小林 巳 智 次

目 次

第一 序 言

第二 代表的小作取締規則並に慣行

其一 全然慣行に基く封建的隷農制度

其二 進歩的資本家の經營せる農場制度

其三 舊來の大地主が會社經營により統制する小作制度

第三 結論——各制度の比較並に綜合的觀察

附 小作取締規則の實例

第一 序 言

余はさきに本誌前輯に於いて、本邦殊に北海道の大農場に行はれて居る農場規則（又は小作人取締規則、小作人心得書、移住民規則其他の名稱を附す）の形式及び内容を検討して其の法律的性質に關する私見の概要を述べた¹⁾。其後調査するところに依れば、朝鮮に於いても同様の現象が存在する事が明らかとなつた。即ち朝鮮總督府が最近同島内に行はるゝ小作慣行を調査したるものを蒐集したる中に、個人又は會社經營に屬する農場に

1) 拙稿 農場規則の法律的研究

於て、余がさきに蒐集せる北海道の農場に於ける農場規則と略々同様の形式及び内容を具備するものを発見し得られる。

而して之に對して同書編纂者は、之等小作規程及び小作組合規約は「自體何等小作契約タルノ性質ヲ有セザルモ、小作人ニシテ若シ小作契約締結ニ際シ此等ノ規程ヲ認諾スレバ其ノ規程ハ自ラ契約ノ一部ヲ爲スモノト思料セラル」と解釋して居る。²⁾ 以上の説明は簡單であるが、大體余の見解と一致して居るものと謂ひ得可きであらう。恐らく之等の事實は猶ほ臺灣樺太等にも発見し得られやうと確信するが、之等植民地に於ける該問題に就ては他日更に詳細調査の上論議することにした。

さて本稿に於いて説明しやうと思ふものは、最近調査したる東北地方に於ける大地主が直接農場を經營せる場合、又は單に多數の小作人を擁する場合に、之等の小作人を統制するために設けたる規約並に慣習等に關する制度に就てである。

由來、北海道に比較したならば、大規模の農場は我國本土の他の地方は遙かに少數である。のみならず、東北地方に於ては文化の發達が一般に遅れて居り、小作契約の如きも今尚ほ文書に依らずして慣行に委すものが多いのであるから、假令大地主が相當に多く存在して居ても、北海道に見らるゝが如き組織立つた農場規則又は小作人規則は極めて稀である。然しながら、幸に其の稀有の實例の中から、全國的に比較しても最も秩序立つたものと言ふ可き一例を發見することを得た。

尚ほ前にも一言したやうに、東北地方は慣行に優越性あることは其の特徴である。依つて、先づ第一に、全く文書に依る契約乃至規定を缺き全然永年の舊慣によつてのみ多數の小作人を統制せる特殊の一例を挙げ、次に第二に、形式上近代的の會社組織に依る農場であり、且つ種々の進歩的施設をも有しながら、個々の文書契約並に諸規定を設くるのみにして統一的規定を缺くるものを挙げ、最後に前述した殆んど完備に近い統一的規定に依つ

2) 朝鮮總督府 朝鮮の小作慣行 下卷(昭和七年刊行) p. 133
尚ほ實例に就ては 同書 p. 487 以下

て約三千人に垂んとする多くの小作人を統制するものを説明しやうと思ふ。

以上は東北地方に於ける代表的の實例であるが、其の組織の發達段階から見れば形式上大なる相違點が見出さるゝに拘らず、其の本質に於ては寧ろ一貫した共通の特徴を包蔵すると謂ふことが出来ると思はれる。之等の問題に就ては最後に私見を述べ度い。³⁾

尙ほ本稿に於ては、小作制度を通して地主と小作人間の統制關係の強弱の程度並に手段方法等を知らんとするものであるから、従つて當該小作關係の一切に互つて詳述するものでなく、上述の目的の必要なる範圍に限つて成る可く簡略に記すつもりである。

第二 代表的小作取締規則並に慣行

其一 全然慣行に基く封建的隷農制

先づ擧げる可きものは、余の實地調査せる青森縣三戸郡階上村在S家の實例である。同家は八戸市を去る事約四里の山中同名の小部落にあり、階上村の略中央に位し、社會的にも經濟的にも村の最高の地位に在り、數年前までは村役場の如きも直ぐ隣接地に置かれた。代々戸主は村政の中樞機關を構成し來り現在も一族より理事者中に代表者を出してゐる。而して現に山林畑地其他を併せて數百町歩を所有し、三十餘人の小作人の他に數家族の農業上の婢僕並に使用人を同居せしめ居るが、其の組織は全く他に見られない特殊の慣行に基いてゐる。依つて次に其の概要を述べやう。

由來同家は甲斐南部氏の臣下であつたが主家の移封と同時に東北に轉任するに至り、後何等かの事情のために現在地に入り郷士として數人の郎黨を伴ひ開拓に従事して來たものゝ如くである。之等の史實に就ては正確の記録を缺くが、前戸主が編纂した手記に據ると略々三百年前後の歴史を有し現戸主に至るまで十四五代を經過して

3) 尙ほ東北地方の農業の特徴に就ては次に參照せられ度い。協調會、東北農業の研究(昭和八年)

るものと推定せられる。然しながら茲に當面の問題として検討す可き小作制度に關しては全然記録なく、全く先祖傳來の言傳と慣行とを基礎としてゐるのである。

元來武士階級に屬した創業者は其の郎黨を農奴として耕作に従事せしめて來たのであるが、爾後農奴乃至は奉公人が相當の年齢に達すると、男には嫁を、女には養子を迎へて家庭を造らせ主家の一隅に同居せしめて茲に主家を中心とする大家族態を形成する。而して滿四十歳に達すると初めて獨立の一家を持ち得るのである。此の際必ず長男又は男子なければ長女を主家の奴婢として殘して置く。之等新しい一家を造ることを「竈カマドを分ける」と稱して居る。分家に當つては昔から住宅として「五八の家」（間口八間、奥行五間）馬一匹、當分の食糧、若干の農具、夫れに數町歩の田畑の永代耕作權並にその全收益權、數十町歩の山林管理に伴ふ部分採取權等を賦與されるのを普通としてゐる。明治以後現在に至るまで之等の所有權は分筆されず凡て本家の名義（動産は例外）となつてゐるために、戸數割の他は全部本家の負擔となつてゐる。斯様に可成廣汎な用益權がある代りに、分家では本家の直營地のために、春秋に互り、田畑の耕作、山林の手入れ、薪取其他につき約一ヶ年三十日の勞働に従事す可き義務を負はされてゐる。之を「地頭役」とも稱してゐる。家奴並に小作人を時に家來とも呼んでゐたのであるが近來斯かる稱呼は稀になつた。尙ほ地頭役の場合には小作人の家族殊に子供を伴ふことが多く之等には凡て食事を與へたらしい。加之近來は本家直營地が縮少されて地頭役は形式に止るものがあり、場合に依つては勞働能力の乏しい子供を以つて形式的に代らしむるが如き珍現象も起つて來る。而して分家に於いて天災其他の事情で家計困難の場合には本家の救濟を待つ他ない狀態である。

之他、本家では如何なる理由に基くか血縁者の分家を從來極力阻止する方針を取り、多くは他家に養子に遣はすか、全然他郷に進出せしめたが、夫れでも現在若干の分家が存在し、之等は奉公人出の分家よりも一層本家の物質的補助を要する事は言ふまでもない。而して之等の血縁非血縁の多數分家は冠婚葬祭に當り常に絶えざる負

擔を本家に荷はしめて來た。従つて兩者の關係は普通の本家分家關係よりも寧ろ主従關係とも謂ふ可き隸屬的意義を多分に帯びて居る。従つて尠くもS家の一黨に取つては村役場よりも、彼等の本家がその村落生活の全般に亘つて中心となつてゐる。子供の出生の如きも先づ本家に届出で然る後戸籍史の下に走る状態である。嘗つては嘗にS家一黨のみならず全村がS家の統轄の下に在つたらしいが(村役場の移動に注意せられたい)現在はその統制力は餘程薄らんでゐる。

要するに本家は分家の生活に對して徹底的に保護の責務 *Fürsorgepflicht* を竭し、之に對して分家は又飽くまで忠誠の義務 *Treuepflicht* を果すといつた關係に置かれてゐる。夫故に本家分家はその繁榮と没落を共にせざるを得ない緊密の關係で繋がれてゐると謂ひ得やう。従つて、ナチス勞働法理論家の所謂「運命共同體」*Schicksalsgemeinschaft* を正しく如實に示現してゐるわけである。¹⁾

以上の如く、S家を繞る數百年の歴史の所産とも謂ふ可き、一切が不文律より成る特殊の制度はその大家族制度といふ一點より特に從來社會學者や民法學者より注目せらるる所となり、中川教授は「非血統的集合大家族」の多少變形したる代表的實例とした。²⁾

余は之れを農業法の立場から觀察するに、大體舊南部藩下の各地に見らるる名子小作と略々同様のものと推斷するものである。S家にては小作人をカマドと呼び、時に奉公人並に家來と呼んだこともあるが、又、名子とも呼んでゐるのである。元來名子小作の發生原因は種々あるが、S家の如く、武士階級の土著に基くものも有力なる一因であることは近時認められて居る。³⁾

斯様に本項に述べたる小作制度に於ては地主小作人間の關係は何等文書又は口頭に據る契約關係はなく、全く發生的起因より導き出さるゝ身分的隸屬關係に終始してゐる。斯かる封建的隸農制であるが故に地主は往昔の地頭と均しく絶對的統制權を保留してゐる。交通不便なる東奥の一隅に奇しくも殘された寔に稀有の實例と謂ふ可

1) Krause. Die Arbeitsverfassung im neuen Reich. 1934. S. 17

2) 中川善之助氏 東北地方に残る大家族生活と部落共同體。改造社版、日本地理大系、奥羽篇第二六二頁。

3) 岩手縣内務部 特殊小作慣行名子制度刈分小作の實情(昭和七年)第十一頁参照

きである。而して、これやがて近代文化から取残された東北農村の特質を最大限度に示現した一例とも謂ひ得るであらう。

然しながら、斯かる僻隅の山村と雖も時代の社會經濟的變化からの動搖は到底免れ得可き筈なく、他方社會思潮の影響も及ぼし、近時漸く不安の氣漂ひ、之れに合理的補強工作を施すとも、依然として舊態を保存することは困難であり、何等かの機縁により解體變動することは必至の状態と見られる。此の點に於ては地主並に小作人共に暗々裡に或種の豫測を抱いて居るかに見える。これに就ては何れ別箇の問題として取扱ふ可き機會があらうから茲には述べない。

註 本項に就ては尙ほ次の諸論文を参照せられ度い。

増谷達之輔氏 青森縣に於ける大家族制に就て 社會學雜誌第五四號

中川善之助教授 陸奥紀行——大家族を尋ねて 經濟往來第四卷第十一號（昭和四年）

木村修三教授 舊南部領の莊園類似の制度 農業經濟研究第三卷第二號

其二 進歩的資本家の經營せる農場制度

次に説明せんとするものは青森縣三本木町濫澤農場に實施されてゐる小作制度に就てである。本農場は元來舊南部藩士新渡戸傳氏（故稻造博士の父君）の創業に係る三本木開墾地（後の三本木共立開墾株式會社の基礎）の一部を明治二十一年繼承したるものに更に後年擴大されたるものを加へて直營せるに始り、幾次の變遷を経たる後明治四十四年以後全部小作經營に移したるものであつて、最初の所有者は明治實業界の元勳濫澤子爵であつたが現在濫澤同族會社の管理するところとなつてゐる。面積約五百餘町歩の中八割強畑地、他は田地であり、小作人（受作者と稱す）の戸數約八十數戸、總人口約六百人弱にして關係町村は三本木町外十一ヶ村に互つてゐる。元來未墾地を開拓したもので小作人は東北諸縣より募集したものが多し。

嘗つて場主は「本農場ハ利益本位ニ經營シ居ル農場ニ非ズ小作料ノ如キモノハ餘リ上ゲザル方針ナリ」と聲明してゐるが、大體國家的見地に立つて産業開發に竭し、小作人のための福利施設を考慮してゐる指導的精神が相當顯著に看取される。

本場にては多數の小作人を擁するにも拘らず一般大農場に通例見らるゝが如き統一的の取締規則を制定しない（之に關聯して想起せらるゝのは、同じく濫澤子と密接の關係を有して居た十勝開墾株式會社農場——小作人約四百五十餘名、面積約七千八百餘町歩——に於ても斯種規則を缺く事である。其の事由の如何は未だ詳にしないが茲に參考として附記して置き度い。）

然しながら本場に於ける小作證書には「貴農場ノ御規則及習慣（傍點筆者）ハ必ず遵守可致候事」（第五項）と明記してあるが、從來余の調査した實例から推測すれば、茲に所謂「御規則」なるものは十中八九は、余の謂ふ農場規則を指すものであるから、本場にも之れに當る可き統制法の存在する筈であると見込んだに拘らず實際は之れが無いのである。然らば茲に「御規則及習慣」とは何を指すかと取調べた結果、次の如き多くの統一法ならざる場内の諸規則に他ならない事が明瞭となつた。

先づその性質上二大別する事ができやう。

(一) 受作者（小作人）のみより構成さるゝ自警的團體規定

これは「仲間規約」と稱するもので全文は次の如くである。

- 一、當組中間中ハ竊盜賭博等ノ惡事ヲ禁ジ場長ノ命ニ從ヒ専ラ家業ニ精出スコト
- 一、若シ竊盜賭博等ノ惡事ヲナシタル者ハ罪ノ決定シタル時ヨリ一ヶ月以内ニ於テ罰金五圓ヲ仲間中ニ納ム

ルコト

但シ十五歳未滿ノ者ハ多少斟酌スルコトアル可シ

右ノ條々ハ固ク相守ル可ク仲間一同茲ニ誓ヒテ調印シ同書ニ通ヲ作り一通ハ場長ニ一通ハ仲間總代ニ差入レ置クモノナリ

右は要するに農山村に屢々見らるゝ幼稚なる五人組類似の制度であるが、農場長が總代を媒體として秩序維持の權能を把持してゐる事を言外に示してゐる。

(二) 農場が中心となり小作人保護の目的を以つて組織せる諸團體規定

(イ) 保證 澁澤農場信用販賣購買利用組合
責任

右は勿論産業組合法に準據する組合であつて、本場地内に居住する獨立生計の小作人及其その關係者、又は小作人の組織する農事實行組合、養蠶實行組合を以つて組合員とし(定款第六條)理事の承諾なき限り、本組合と同一の目的を有する他の産業組合に加入し得られない。(同第七條)而して組合長は農場管理人が之に當つてゐる。

(ロ) 貯蓄救濟組合

場内移民(戸主)は必ず加入する義務を負ひ(定款第四條)其の目的は一に勤儉貯蓄の風を養ひ、一は凶作又は不慮の災厄に備へ、傍ら相互金融機關の機能をもたしむるものである。而して其貯蓄方法は燕麥、大豆、玄米及人夫賃等を以てし其額は年々の總會に於て定める。尙ほ通常脱退事由の他に制裁としての脱退に關し「組合ノ事業ヲ妨害セル場合」又は「犯罪其他ノ所爲ニ依り組合ノ名譽ヲ毀損セル時」等の場合を掲げて居る。(同第三十二條)組合長は前同様。

(ハ) 第一貯蓄組合

前者と同様の目的を有するが、唯最近の移住民より成る點が異なつてゐる。

(ニ) 尙 武 會

場内移民一家一名加入義務あり、管理人を會長とし、入營並に出征軍人の慰問幫助に勉め銃後の憂なからしむ

る事を目的とする。

以上本場内に於ける諸團體の組織概要であるが、元來、移住人には當初、住宅（三間に五間）並に敷地一反歩共無料貸與し、小作條件は概して近隣地よりも、小作人側に有利であり、副業資金貸付、自作農創成、其他小作人の福利増進施設を考慮實行し、創設者の聲明を實現する事に努力し、斯くして新開地に古來の村落共同體の如きものを再現せんと計つて居るかに考へられる。之れがためには全般に互つて場主並にその代理人たる可き管理者の指導統制力が可成濃厚に隨所に現はれて居る事は否定し難いと思ふのである。

之等の現象は北海道に於ける開墾地に於ても常に見らるゝ處であつて敢て怪しむに足らない。而して東北地方の農民の文化程度の低き事も亦斯かる統制力の存在理由となり、従つて必要止むを得ないものと謂ふ可きであらう。

之を要するに、本場には統一的の農場規則を缺くのであるが、夫にも拘らず以上の諸規定並に施設を通じて場主側の統制力は充分に漲つて餘りありといひ得やう。而して其の特徴は形式上の規則よりも、寧ろ地主小作人間に漸次に發生醞釀せる情誼並に慣行を以つて全體を蔽はんとする意圖の見ゆる點である。従つて又「身分より契約へ」の過程に移りつゝも尚ほ若干の身分的關係を揚棄し得られざる痕跡を認め得るのである。

註 本場調査に當つて濫澤同族株式會社並に農場管理人水野氏より農場要覽（稿本）並に其他の貴重なる書類閱覽の便宜を與へられたる事を茲に厚謝する。本稿は凡て之等の諸記録に基いて居る。

其三 舊來の大地主が會社經營により統制する小作制度

最後に舉げんとするものは山形縣飽海郡酒田町信成合資會社の施設に就つてである。同社は古來本邦有數の大地主にして、封建時代に於いても其の勢威藩主を凌ぐものとさへ謂はれ、人口に膾炙せる俚諺に唄はれたる本間家の所有地を管理するものであり、地積約二千數百町歩、小作人約三千人を算してゐる。所謂莊内米の産地にして

其の中心地帯を占むるものである。舊藩主酒井氏亦能く農政のために盡し、領民との間も相融合し、嘗て天保十一年徳川十二代將軍家慶の時代に越後長岡に轉封の幕命下るや、領民二十萬が「百姓たりと雖も二君に仕へず」として蹶起愁訴運動を起し、遂に居据りとなつたといふ歴史がある。尙ほ今日の農業倉庫業法による政府の施設とは全く別箇に、既に元和八年（三百十餘年前）藩主忠勝が米券制度を創設し、現在の山居倉庫（酒田米穀取引所附屬）の濫觴となり、本邦農業倉庫業の先驅をなしたといふ事實もある。²⁾斯かる雰圍氣の裡に在つたとはいひながら、本間家が連綿として幾百年常によく藩主と相協力して農政のために盡すと同時に、時代の變遷にも拘らず家運を維持發展せしめ、大地主の面目を發揮しつゝある點は大いに學ぶ可き點があると思ふ。依つて三千人の小作人を如何に統制しつゝあるか。其の要點を次に述べやう。

(一) 當家の所有農地は凡て信成合資會社地所部にて管理されて居り、該會社勸業部には別に附屬農場（元新井田農場と稱す）があるが、之は明治三十年の創設に掛り、農場と謂ふよりは寧ろ私設農事試驗場であつて、試作田に於いて品種改良其他の實驗研究を施し、或は實習生を養成して關係小作人の農事指導を目的とするものである。試作田は差配人並に特定小作人をして經營せしめ其の成績は相模番付に類似した形式で毎年發表してゐる。此他、審査田なるものがあつて、之れ亦品評會を設け賞をかけてゐる。差配人並に年二石五斗以上納むる小作人の希望者を出品資格者としてゐる。

(二) 次に一般農地は勸業部とは別に地所部の管理の下に置かれてゐる、而して數千町歩數千人の小作人であるから直接的方法に依らず凡て差配人を設けて間接的統制に依るものである。

差配人は更に二種に分ち、他家（タヤと訓む）及び普通の差配人とする。前者は謂はゞ譜代の差配人であつて本間家所有地内の住宅を給せられ且つ若干の耕地を他家附として小作せしめられる。現在之に屬するもの約二十五人を數へる。次に差配人は譜代に對する外様の格であつて、各地方有力者又は小作人中より選んで土地管理を

1) 之に就ては、角田貫次、莊内藩轉封事件の顛末（金鶏文庫第十九）。

2) 酒田米穀取引所、山居倉庫概要 參照。

委任するもので、事實上多くは世襲的となつてゐる。現在約三十名位である。此他に尙ほ小差配人又は下働と稱する者が十數人あり直營地小作人の監督を司つてゐる。以上合計約六十數名の差配人を置いてゐるわけであるが世襲制に就ては近年その可否に就いて議論あるがために將來は人物本位を以つて選定委任せんと氣運が動いてゐる。差配人には凡て所定の差配給があるが管理小作地の納額に應じて差違がある。猶ほ差配人に對して特に農場附屬の有秋會なるものが設けられ會員の農事改良に對する獎勵金の交附、思想善導等のための講演又は視察等常に向上を圖つてゐる。之等差配人は凡て差配契約に依つて其の職務に就くのであり、更に詳細な差配人心得書があつて其の職務執行上の注意並に權限義務等を規定してゐる。(別項附錄參照)

(三) 次に小作人と地主との關係を述べやう。

小作人は直接地主との交渉なく、凡て前項差配人を通じて事實上支配されてゐる事は言ふまでもない。然しながら法律上の形式から見れば凡て小作契約を以つて直接的に小作關係が成立するのである。而して契約は凡て所定の文書形式に依るのであるが、更に別に小作人心得書があつて兩者の法律上並に經營上の諸條件が一切規定されてゐる。即ち該心得書は余の所謂農場規則と形式内容共に一致する統一的の小作人統制規則である。其の内容は大體次の如く五章三十六條よりなつてゐる。(詳細は別項附錄參照)

第一章 小作契約に關する件

第二章 小作地の管理及耕種に關する件

第三章 稻毛見に關する件

第四章 納米に關する件

第五章 雜 件

附 (雜形) 小作契約證

右心得書と契約書との關係に就ては契約書の記載事項中に何等之を認む可き項目を見出し難い。唯その末項に

「其ノ他舊來ノ小作慣行ヲ確守致シ云々」と記してあるが、從來の慣行上心得書は洩れなく小作人に豫め交附されるのであるから當然小作人は心得書に對しても承認されたものと認められるのである。

而して心得書に依れば「小作人ハ小作上ニ關シ總テ代家又ハ差配人ノ指示ニ遵ヒ當會社へ申出ノ事柄ハ大小トナク代家又ハ差配人ヲ經由スルモノトス」(第二十二條)とせられ、「本心得以外ニ就テハ本間家舊來ノ小作慣例ニ準據ス可シ」(第三十六條)と凡て地主よりの指導に服す可きを規定されてゐるものである。

此の他に猶ほ小作人同志間の團體として五人組の制度あり、又、仲間申合規約があつて差配人制とは別箇に自警的の任務と地主の支配網を助成する機能とを營んでゐる。即ちこれは全部の小作人の加入するもので「本規約者ハ地主ノ成規ヲ確守ス可シ若シ違犯スルモノアルトキハ差配人ニ申出デ其ノ指揮ニ服従スルコト」(第四條)との制裁を設けてゐるより見るも之を推知し得やう。該仲間規約の組織は前述澁澤農場に於けるものと大同小異の組織で同様の機能を有つものである。

以上地主小作人間の支配關係に就ては略明瞭となつたが、之と相俟つてその小作人に對する福利施設は流石に全國的の模範地主と推獎せらるゝ丈あつて顯著なものであるが、之等に就ては既に世間周知に屬する事項であるから茲に述べない。

斯くの如く本間家の小作人取締方法は組織的であり剛柔機宜を得て能く數百年の間、大なる紛争をも惹起せずして巧に時代の進展に伴ひ自家の富力を蓄積して來たのであるが、而かも、時に豊凶あり、又經濟事情の急變に際しては不穩の情勢の醞釀を來して外部に勃發することを抑止し難いこともなきにしも非らざる時勢となつたのである。殊に近年の小作組合運動の發達は多年太平の夢を貪れる莊内平野をもその戰塵裡に卷込んで勞資の階級的對立の尖鋭化するの止むなきに至つたのである。

茲に於いて地主側に於ても是知たり難く、昭和五年六月本間家を始め郡内十町歩以上の地主約壹百名相糾合し

て飽海郡農事協會を設立し小作問題に對して共同研究の上戰線の統一を圖つてゐる。其の設立趣意書に「地主が小作人に對し徒に只優越したる地位を誇る時代は今日既に過ぎ去つた」と告白してゐる如く、彼等も時代意識に眼覺めて舊來の陋習打破を期してゐる事が認められる。

之を要するに、莊内平野は由來その地理上の好條件に恵まれ、加ふるに歴代の支配階級も亦専心民意を察知して治政宜しきを得、上下稀に見る融和の實を舉げ海内にその名を唄はれたのであるが、將來社會經濟事情が更に變化し殊に農業經濟界がこれがために混亂の状態に陥り不況が深刻化永續化し行く可き場合に果して能く依然として舊來の如き地主階級の支配的勢力を維持する可きか疑問である。本間家の如きも將來益々近代的文化施設を増加して小作人の福利を進め、同時に他方に於ては經營上の統制力を強化して自他共に發展の道を求むるか或は消極的方策に止るかの問題に就いて相當に苦心してゐるやうである。

註 本項に關する資料は多く信成合資會社地所部長今野氏の斡旋に依つて得たものである。茲にその御厚情に對し謝意を表しておく。

第三 結論——各制度の比較並に綜合的觀察

以上説明したる三種の小作制度は夫々特徴を持つて居るが、同時に又東北地方の農業制度の特徴を示す點に就てはお互に相共通した型態を具へてゐると思ふ。次に相互の比較研究をなし最後にそれらの綜合的觀察を爲したいと思ふのである。

先づ第一の場合には、元來主従の關係に依つて結ばれば一少部族が漸次に發達し、其自身殆んど周圍から遊離した部落共同態の胎内に歴史的に熟した慣行からのみ成立した小作制度である。土地の主産物は稗・粟・蕎麥・馬鈴薯等（他に木炭）であり、水田は全耕地の數パーセントに過ぎず、従つて小作人の主食物は稗である。一般に

生活の程度低く地主を除いては殆んど原始的状態をあまり脱却し切らない。斯る状態では慣行は不文律として充分社會統制力としての權威を害はれずにして來たのである。従つて地主の統制力は完全に近くまで行はれた筈である。而して東北の農村には舊南部藩の名子小作を始め、他にも之れに類似した型は尙ほ求め得られやうと思はれる。夫故に其等の代表的型態と稱するも過言で無からう。

第二の場合には、發生的に第一の場合と異り、資本家が開墾事業に投資したものであつて、縦令所有者が産業開發てふ國家的見地に立脚して着手したにせよ、且つ利潤は僅少にせよ、利益社會的型態たる事は疑を容れない。勿論諸種の福利施設等から見て目的が單なる資本主義的營利に非ずして所謂共益社會的のものに近似する事は認められる。斯様の農場經營は然しながら東北地方としては稀有の例に屬し、寧ろ北海道其他の植民地に多く見られる型である。小作人の一戸平均作付反別は（昭和三年度）水田八反七畝、畑二町五反強で、主作物収入は、米九石餘、燕麥一四四貫、馬鈴薯三〇〇貫、大豆四石、桑二〇〇貫弱、其他粟・蕎麥等である。其他に副業として養蠶・畜馬等を營んで居るから小作人の財産状態は前者よりは良好で生活程度も高くなつてゐる。

第三の場合には前二者と比較すれば、形式的には會社經營である點から第二型と同じであるが、譜代の純農業地主なる點は第一型と共通してゐる。勿論後者に比し遙かに巨大なる地主なる事は言ふまでもない。唯兩者共に祖先以來の地主であつて、第一型の如く特殊なる主従關係より發生したものでないが、小作人との關係は第二型に比すれば遙かに對立意識が尖锐でない。三千人の大衆を比較的平穩に統制して來たのはこれがためであらう。勿論將來に互つて斯かる状態を持続し得可き事は疑問であるし、既に近年は反噬の兆あることは前にも一言述べておいた。尙ほ莊内平野は名だゝる米産地であり、従つて第一型の如き原始的山村とは社會經濟的に異つた断面を示してゐる。近時社會思想の浸濕の鋭敏なる事も宜なりと言ふ可きであらう。而して東北地方には勿論之れに比すれば少さいが斯種の大地主は相當に多くして、之等三種の地主型の中では主導的部分を占めて居るものである。

以上余は三種の代表的地主と其の小作取締制度の概要を述べ、併せて比較研究したのであるが、最後に之等三型態に共通せる問題に就いて一言加へておかうと思ふ。

今まで例示して来た地主と小作人との關係は兩者の社會的經濟的地位の懸隔が餘りに甚しいために民法上の契約理論などは實質上殆んど適用されて居ないで、夫れは多かれ少なかれ身分的隷屬關係から導出されて居るに過ぎない。夫故に小作人の地主に對する態度は社會學者の所謂本能的肯定的態度 (Instinctive positive attitude) である。即ち自己の劣弱性 Inferiority を内心認めて居るか、永年の屈從が習性となつて何等の批判も加へずに優越者の命令乃至申出を容認するに過ぎない。夫故に又無抵抗的受働的承認 Passive acceptance without a previous struggle) である。

斯やうな状態は縱令一時の平和をもたらすとも決して望ましいものでなく、のみならず劣弱者と見える小作人が漸次に物質的にも向上し、又は物質上恵まれなまでも文化に自から覺醒するか、周圍の進歩した文化の刺激に依つて動き出した場合には早晚崩れ易い關係ではある。そうした際に從來殆んど獨裁的地位に在つた地主が依然としてこの情勢を悟らずして舊い權威を維持せんとしたならば、そこに必然的に兩者の争鬪が眼に付いて來るのである。農民組合の運動が觸手を動かしてその勢力を浸濕させるのは斯やうな小作人の心の奥底まで見極めた時が多い。都市の商工業労働者の組合運動ほど強化しない場合でも、殊更農民運動が世人の眼に險惡視されるのは、嘗つて柳田國男氏が含蓄ある言葉で表現したやうに、「寧ろ山陰の雪の遅く融けると同様に、今まで押へられて居た故に目に立つのである。」¹⁾ 傳統的の農村平和の基礎をゆるがす不屈の態度として徒らに小作人の運動を押しやるよりは、進んで根本的原因に遡つて紛争の解決を期するために新しい社會秩序の上に移るだけの理性を働かさねばならない。斯くして小作人をして衷心よりその指導統制に遵ふ道を拓く可きである。この意味に於いては單に東北地方のみならず、北海道其他の植民地に於ける大農場の場合も同様の事が言へやうと思ふ。

1) Spearman; The Psychological Background of Dictatorship. The Sociological Review Ap. 1934. p. 166

2) 柳田國男氏 都市と農村 第一九九頁

茲に聯想するものは最近獨逸のナチス政府の制定した國民勞働秩序法 Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit, vom 20. Januar 1934. の指導原理ともいふ可き經營共同體 Betriebsgemeinschaft の概念、及び指導者原理 Das Führerprinzip である。

之に據れば、凡そ經營内に於ては企業主又は代理人が指導者となり、傭人並に勞働者は從屬者 Gefolgschaft として、之に對し絶對に忠誠の義務を果し、指導者は又飽くまで保育の義務を負ひ、而かも兩者は階級鬭争的の對立を斥け、融合一致して一體となり茲に經營共同體を構成する。而して斯る共同體は究極するところは國民共同體 Volksgemeinschaft の一部としての自覺に立ち、従つて飽くなき資本主義的エゴイズムの追求を事とせず國家國民の繁榮を第一とするに在りとするのである。斯くして從來勞働團體の享有した協約權を根本から覆して仕舞つた。茲に本法を詳説する事は出来ないが、惟ふに共同體精神の鼓吹は夫自身決して悪い事ではなく、所謂非常時に際し緊急の状態に應じて指導者理論の高調も亦止むを得ないが、必要以上の限度を超えて指導權を強化する事は共同體の本質と相牴觸し却つて之を破壊する虞れがある。この點に於いて農業上の所謂從屬者の如き比較的文化に遅れたる階級は、夫れだけ統制が容易なるが如く見ゆるも、勿論無制限に強化し得きものではなく強壓による統制は事態を惡化する傾向がある。ナチス新勞働法の實際的効果如何に對する關心もさることながら、余はこの深刻なる社會情勢の變化、従つて又思想界の混亂時代に當り、本邦人口の過半数を占むる農民の運命に、重大なる關係を有する小作制度に對する政府當局の施設、並に地主階級の態度に甚深なる注意を怠らないものである。由來東北の農民は性溫柔にして永年争議の無風地帯として小作調停法制定當初は施行區域から全然除外されてゐた。然るに近年は寧ろ最も深刻な鬭争地帯として注目されてゐる。これには夫れだけの社會的根據が伏してゐるのである。予は茲に其の一端を記して識者の參考に供したいと思ふ。

(昭和九年十月稿)

3) Krause, a. a. o. s. 17 f. 尙ほ之に就ては下記參照。
我妻教授 ナチスの民法理論 (法學協會雜誌第五二卷第五號)
磯崎俊次氏 ナチスの新勞働憲章に就いて (社會政策時報第百六十三號)

附 録

- 一、信成合資會社小作人心得書
- 二、信成合資會社差配規程

(一) 信成合資會社小作人心得書

目 次

- 第一章 小作契約ニ關スル件
- 第二章 小作地ノ管理及耕種ニ關スル件
- 第三章 稻毛見ニ關スル件
- 第四章 納米ニ關スル件
- 第五章 雜 件
- (雜形) 小作契約書

信成合資會社小作人心得書

第一章 小作契約ニ關スル件

第一條 當會社ノ小作人ハ所定ノ雜形ニヨリ小作契約證ヲ差出ス可シ

第二條 小作契約滿期ニ至リ更ニ繼續セントスルモノハ其年ノ一月十五日迄代家又ハ差配人へ申出ス可シ
但從來ノ成績不良ナルモノハ繼續セシメサルコトアル可シ

第三條 小作地ノ全部若クハ幾分ヲ他人へ移サント欲スルモノハ其地番渡リ口米及其事由ヲ記載シ双方署名捺印シテ代家又ハ差配人ヲ經由シ速ニ當會社ニ申出ス可シ

第四條 小作地ニ於テ其小作地ニ關シ當會社ニ負債アルトキハ讓受小作人ニテ繼承スルモノトス
但讓渡小作人ハ轉貸及轉借ヲナスヲ得ズ若シ止ムヲ得ザル事情アルトキハ必代家又ハ差配人ニ届出テ當會社ノ承認ヲ受ク可シ

第二章 小作地ノ管理及耕種ニ關スル件

第五條 小作人ハ當會社ノ承認ヲ得ズシテ小作地ノ境界ヲ變更スベカラズ

第六條 耕耘ノ便益ヲ計ラシムルガ爲メ畦畔溝渠等ノ増設除去又ハ地目ヲ變換セント欲スルトキハ其事由ヲ代家又ハ差配人ニ申出テ當會社ノ指揮ヲ受ク可シ

第七條 隣地ヨリ地域ヲ侵害セラルルカ或ハ竹木叢叢建物等ノ爲障害セラルル如キコトアルトキハ遲滞ナク代家又ハ差配人へ申出ツ可シ

第八條 田畑ハ普通農作物ヲ栽培ス可シ其以外ニ使用セントスルモノハ代家又ハ差配人ヲ經テ豫メ當會社ノ承認ヲ受ク可シ

第九條 小作地ハ常ニ耕作肥培ニ注意シテ其土質ヲ改善シ努メテ改良法ヲ實施シテ收穫ノ増進ヲ計ル可シ

第十條 稻ハ殊ニ種類ノ選擇ニ注意ス可シ假令多量ノ收穫アリト認ムルモ左ノ特性アルモノハ栽植ス可カラズ

一、米質ノ粗惡ナル種類

二、病毒蟲害ニ罹リ易キ種類

三、豊凶ノ差特ニ著シキ種類

四、特ニ晚熟ノ種類

但第一項ノ種類ハ自家用ノ爲小作地ノ四分ノ一以內ニ植付クルハ此限ニアラズ

第十一條 害虫發生ノ兆アルトキハ遲滞ナク豫防驅除ス可シ若シ當會社及附屬農場又ハ官廳農會等ノ令達アルモ其驅除ヲ怠ルトキハ小作地ヲ引揚クルコトアル可シ

第十二條 害虫豫防驅除ニ際シ殺虫劑等ノ準備ナキトキハ直ニ代家又ハ差配人ヲ經テ申出ツ可シ

第十三條 耕種方法及稻乾燥等ニ關スル一般ノ事ハ附屬農場ノ指示ヲ受ク可シ

第三章 稻毛見ニ關スル件

第十四條 氣候ノ不順又ハ災害ノ爲凶作ニ陥リタル時ハ刈取前相當ノ時期ニ於テ内毛見ヲ代家又ハ差配人へ請求ス可シ

第十五條 内毛見ハ代家又ハ差配人小作人立會ノ上當會社所定ノ方法ニヨリ執行シ其結果ヲ代家又ハ差配人ヨリ當會社ニ申出ツルモノトス

第十六條 當會社ニ於テ内毛見ノ結果ヲ調査シ本毛見ノ必要アリト認ムルトキハ期日ヲ定メ毛見員ヲ出張セシムルモノトス

第十七條 内毛見又ハ本毛見ヲ請求シタル場合ハ何等ノ事情アルモ代家差配人又ハ出張員ノ許諾ヲ得ザレバ鎌入レスルコトナ

東北地方に於ける小作取締制度

得ズ

第十八條 毛見ノ際ハ小作人自身代家又ハ差配人指定ノ場所ニ待受ケ自己ノ小作地及ビ其關係區域ヲ案内スルモノトス

第十九條 毛見ノ際小作人ニシテ不正ノ行爲アルカ又ハ虚構ノ申出ヲナスモノアルトキハ其者ノ小作地又ハ區域ノ毛見ヲ停止スルコトアル可シ

第二十條 當會社ノ毛見法ハ區域平均ナルヲ以テ所定ノ各區域毎ニ數ヶ所ノ坪刈ヲ行ヒ其平均收穫ニ基キ其區ノ作割歩合ヲ定ムルモノトス

但シ同區域内ト雖モ其一部ニ不可抗力ノ災害ニ罹リ劣作シタル時ハ別ニ區域ヲ定メ坪刈平均ヲ以テ其作割歩合ヲ定ムルコトアル可シ

第二十一條 耕種ヲ怠リ又ハ自己ノ不注意ヨリシテ著シキ劣作ヲナシタルモノハ其區域ヨリ除却シ隣地又ハ類地ノ作割歩合ニ準ズルコトアル可シ

第二十二條 本毛見終了後ハ何等ノ事情アルモ再毛見又ハ作割引ヲ請求スルコトヲ得ズ
但刈取前天災地變ニ罹リ著シキ損傷ヲ受ケタルトキハ此限ニアラズ

第四章 納米ニ關スル件

第二十三條 當會社小作人各自ノ納米高ハ毎年納米通知書ヲ調製シ代家又ハ差配人ヲシテ配達セシムルモノトス

但シ通知書ニ誤記又ハ不明ノ廉アルトキハ直ニ申出ヅ可シ

第二十四條 納米ハ其年ノ收穫米ヨリ精選シタル良米ヲ以テス可シ

第二十五條 納米一俵ノ米種ハ可成一種類タル可シ

第二十六條 納米ノ米質不良ナルカ又ハ拵ヒ方不充分ナルトキハ拵ヒ直シヲ命ジ又ハ入庫ヲ拒絶スルコトアル可シ

第二十七條 納米ハ所定ノ容量俵裝ニヨリ期日ヲ誤ラズ指示ノ場所ヘ納付ス可シ

第二十八條 納米ノ俵ハ必前年ノ藁ヲ用フ可シ若前年ノ藁不良ニシテ使用ニ堪エザルカ又ハ止ムナキ事情アリテ當年ノ藁ヲ用

ヒントスルトキハ豫メ代家又ハ差配人ノ承認ヲ受ケ可シ

第二十九條 當會社ノ差船ニシテ納米ヲ運送スルトキハ關係小作人一艘ニ付一名宛乗船監督スルモノトス

第三十條 小作人各自ノ納米附屬倉庫ヘ納入濟ノ上ハ假入庫書又ハ差配人宛ノ入庫書ヲ代家又ハ差配人ヘ持參シ當會社ヨリ配付シタル納米通知書ノ相當欄ヘ納入濟ノ記入ヲ請フ可シ

但納米通知書納入濟仕譯書ハ後日證據トナル可キモノナレバ紛失セザル様保存スルヲ要ス

第五章 雜件

第三十一條 當會社ノ小作人ハ一家ノ和親ヲ旨トシ能ク農業ニ精勵ス可シ

第三十二條 小作人ハ小作上ニ關シ總テ代家又ハ差配人ノ指示ニ遵ヒ當會社ヘ申告ノ事柄ハ大小トナク代家又ハ差配人ヲ經由スルモノトス

但出張員或ハ代家又ハ差配人ノ處置ニ不審ノ廉アルトキハ特ニ當會社ノ重役又ハ部長ニ具申スルコトヲ得

第三十三條 小作人各自納米ノ成績ハ勿論小作上一般ノ成績ヲ五ヶ年毎ニ調査シ其成績ノ優劣ニヨリ相當ノ賞罰ヲ爲ス可シ

第三十四條 農事ニ精勵シ他ノ模範トナリ又ハ農事改良上著シキ成績ヲ舉ゲタルモノハ特別賞與ヲ行フコトアル可シ

第三十五條 小作人ハ當會社ニ於テ別ニ定ムル處ノ規程ニヨリ貯蓄金又ハ貯蓄米ヲナスモノトス

第三十六條 本心得書以外ニ就テハ本間家舊來ノ小作慣例ニ準據ス可シ

右之條々固ク遵守可致候也

(小作契約證雜形略)

(二) 信成合資會社差配規程

第一章 差配契約

第一條 當會社ノ所有地ヲ差配スルモノヲ代家及差配人トス共ニ所定ノ雛形ニヨリ差配契約證ヲ差出スベシ

第二條 代家差配人ニハ當會社所定ノ差配給ヲ支給スルモノトス

第三條 差配契約滿期ニ至リ更ニ繼續セントスル者ハ其年ノ一月末日マテ當會社ヘ申出ヅベシ但シ成績不良ナルモノハ繼續セシメザルコトアルベシ

第四條 契約期限内ト雖モ當會社ノ都合ニヨリ差配區域ノ増減變更又ハ解約ヲナスベク代家ニアリテハ轉勤ヲ命ズルコトアルベシ

第二章 差配心得

第五條 當會社代家差配人ハ差配規程ヲ遵守シ忠實ニ其職務ヲ行ヒ且ツ小作人心得書條項ヲ熟知シ受持小作人ヲシテ違背スル

東北地方に於ける小作取締制度

コトナカラシムベシ

第六條 代家差配人ハ一家ノ和親ヲ旨トシ農家本分ノ業務ニ勵ミ分限ヲ守リ驕奢ヲ戒メ小作人ヲ指導スベシ

第七條 代家差配人ハ小作人ニ接スル公平親切ヲ旨トシ苟モ權威ヲ藉リ傲慢偏頗ノ舉動アルベカラズ

第八條 公職ニ就クカ又ハ本業以外ノ事業ニ従事セントスルトキハ届出ヅベシ

第九條 職務用ノ書信ハ速カニ應答スベシ殊ニ期日ノ定メアルモノハ一層ノ注意ヲ要ス

第十條 代家差配人ハ互ニ親睦ヲ旨トシ協力シテ會社ノ用務ニ當リ各差配上行違ヒナカラシムコトヲ期スベシ

第十一條 當會社所有地ニ關シ地主ノ資格ヲ以テ捺印ヲ要スル場合ハ總テ當會社ノ指示ヲ受クベシ漫リニ代人トナリ捺印スル

コトヲ得ズ

第三章 差配服務

第十二條 受持小作人ヨリ申出タル事柄ハ速カニ調査シテ遲滞ナク具申スベシ

第十三條 受持小作地ハ耕作期間毎月一回以上巡回シ其農況ヲ視察シ小作人ヲ督勵指導スベシ

第十四條 受持部内ノ農況ハ別ニ示ス雛形ニヨリ其都度報告スベシ

第十五條 水旱虫害其他ノ天災ニヨリ農作物ニ被害アルノ虞アル時ハ受持小作地ヲ巡視シ速カニ其狀況ヲ報告スベシ

第十六條 受持小作人ノ勤惰及農事ノ狀況ハ別ニ示シ雛形ニヨリ毎年十一月三十日限當會社へ届出ヅベシ

第十七條 受持小作人本業ヲ怠リ素行修ラズ或ハ身分不相應ノ借財ヲナス等總テ信用ヲ失フベキ行爲ヲ見聞シタルトキ又ハ當

會社ノ命令示達ニ違背シ懇切説諭ヲ加フルモ改悛ノ實ナキ者アル時ハ當會社へ申告スベシ

第十八條 受持小作人不慮ノ災害ニ罹リ困難ニ陥ルカ若シクハ疾病其他ノ事故ニ依リ耕作ニ差支ヲ生ジタル場合又ハ凶年ニシ

テ作引ヲナスモ猶食料ニ不足ヲ告グルガ如キ場合ハ精密ニ調査シ速ニ其狀況ヲ具申スベシ

第十九條 受持小作人ヨリ毛見ノ請求ヲ受ケタル時ハ當會社所定ノ毛見法ニヨリ内毛見ヲナシ別ニ定ムル處ノ書式ニヨリ歩刈

調及小區組合調ヲ調製シテ當會社へ届出ヅベシ

第二十條 前條ノ届出ニ對シ當會社ヨリ本毛見出張期日ノ通牒ヲ受ケタル時ハ直ニ關係小作人へ通告シ出張員本毛見ノ執行ニ

差支ナカラシムベシ

第二十一條 當會社ヨリ渡シタル納米通知書ハ速ニ小作人ニ配付スベシ
但シ誤記又ハ不明ノ際アル時ハ速ニ申出ヅベシ

第二十二條 代家差配人（東西田川郡）ニ於テ小作人ヨリ納米ヲ受取ル時ハ其米質容量貫目及俵裝印等ヲ検査シ不都合ナキモ
ノト認ムル時ハ所定ノ假入庫書ヲ交附スベシ

第二十三條 納米假入庫完了シタル時ハ代家差配人ハ遲滯ナク書面ヲ以テ當會社ニ届出ヅベシ

第二十四條 假入庫米ノ保管ニ就テハ代家差配人其責ニ任ズ

但シ不可抗力ノ災害ニ罹リタル場合ハ此限ニアラズ

第二十五條 當會社ノ差船ニテ納米ヲ運送スル時ハ代家差配人若シクハ代理人其運送船ニ乗込ミ監督スルヲ要ス

但シ止ムヲ得ザル事故ノ爲乗船スルコト能ハザル時ハ差船歸着前ニ出頭シテ本入庫ノ手續上不都合ナキ様取計フベシ

第二十六條 受持小作人納米ヲ期日迄納入セザルモノアル時ハ速ニ督促ヲナシ一週間ヲ經テ猶納入セザル時ハ其顛末ヲ當會社
ニ申出ヅベシ

ニ申出ヅベシ

第二十七條 受持小作人ノ納米本入庫完了シタル時ハ代家差配人ハ別ニ定ムル處ノ書式ニヨリ遲滯ナク精算書ヲ調製シテ當會
社へ差出スベシ

社へ差出スベシ

第二十八條 受持部内ノ土地改良及收穫ヲ増進セントスル目的ヲ以テ土工ヲ要スル時ハ其目論見書ニ意見ヲ附シテ當會社へ申
出ヅベシ

出ヅベシ

第二十九條 地目變換又ハ地形ノ異動ハ勿論受持地ノ利害ニ關スル事ハ當會社へ申出ヅベシ

第四章 納 稅 取 扱

第三十條 當會社所有地ニ關スル納稅取扱人ハ其村居住ノ代家差配人一名ヲ指定シ委託スルモノトス

但シ他村ノ納稅取扱ヲモ委託スルコトアルベシ

第三十一條 納稅取扱人ハ徵稅告知書ノ納期ヲ誤ラザル様注意スベシ

第三十二條 納稅金受取ノ際ハ納稅取扱人自身出店スベシ若シ疾病其他止ムヲ得ザル事情ノ爲出店シ能ハザル時ハ届書ヲ認メ
相當代理人ヲ立テ委任狀ヲ添ヘテ持參セシムベシ但シ豫メ代理人ヲ定メ當會社ノ承認ヲ得タルモノハ此限りニアラズ

第三十三條 納稅金ノ遺失紛失ハ勿論納期經過ノ結果當會社ニ損失ヲ及ボス等ノ事アル時ハ納稅取扱人ハ當然其實ニ任ズルモ
ノトス

ノトス

第五章 雜 件

第三十四條 當會社ノ代家差配人ハ身分上ノ異動及二週間以上他行セントスル時ハ其都度届出ヅベシ

第三十四條 當會社ノ代家差配人ハ身分上ノ異動及二週間以上他行セントスル時ハ其都度届出ヅベシ

東北地方に於ける小作取締制度

但シ他行ノ時ハ相當代理人ヲ定メ承認ヲ受クベシ

第三十五條 代家差配人疾病又ハ老年ノ爲其職務ヲ執リ難キ時其他特別ノ事情アルモノハ當會社ノ承認ヲ得テ相續人又ハ相當

代理人ヲシテ代理セシムル事ヲ得

但シ代理人ノ行爲ハ代家差配人其實ニ任ズ

第三十六條 代家差配人ノ成績特ニ善良ナルモノニハ賞與ヲ行ヒ不良ナルモノニハ相當ノ處置ヲナスコトアルベシ

第三十七條 農事改良及耕種ノ指導獎勵ニ關スル事柄ハ附屬農場ノ指揮ヲ受クベシ

第三十八條 土地賣買又ハ小作ノ申込手續ハ申込心得書ニ據ルベシ

第三十九條 代家差配人ノ採用ニ關スル手續ハ別ニ之ヲ定ム

第四十條 本規程以外ニ就テハ本間家舊來ノ支配慣例ニ準據スルモノトス

右之條々固ク遵守可致者也